平成２７年（フ）第２０３号
川崎市高津区千年876番地　グレースレジデンス103
債務者　中崎　栄義
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
川崎市高津区千年876番地　グレースレジデンス103
債務者　ＣＨＵＮＧ　ＵＩＪＥＯＮＧ　鄭　義靜
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２０５号
川崎市宮前区南平台５番５―503号
債務者　細田　正明
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
川崎市多摩区寺尾台１丁目21番地１　サン・アイレーネ102
債務者　松崎奈津子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１９号
川崎市中原区上新城２丁目１番30号　新星ビル501、前住所川崎市高津区千年883番地　幸寿荘202
債務者　松川亜紀子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
愛媛県八幡浜市20番地１
債務者　道上　弘子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第１４号
愛媛県八幡浜市20番地１
債務者　道上　里香
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第８１号
高知市比島町３丁目12番５号　田内マンション403
債務者　田内　令子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０５号
高知県高岡郡日高村下分1279番地
債務者　森田久美子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０４号
札幌市豊平区中の島１条３丁目２番３―205号
債務者　北川　博史
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６４８号
札幌市白石区北郷１条３丁目３番18―102号
債務者　大森　陽介
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６４号
札幌市西区福井１丁目22番21号　山田マンション206号
債務者　有田　一豊
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７００号
札幌市白石区東札幌４条３丁目１番16―108号
債務者　浅見　正信
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１２号
札幌市東区北17条東１丁目２番10―101号
債務者　藏谷　　晃
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３０号
代理人弁護士　山本完自　札幌市中央区大通西10丁目４番地　南大通ビル３階　さっぽろ法律事務所
債務者　水田真紀子（旧姓日下部）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６１号
札幌市南区川沿11条２丁目４番22号　エスコート川沿Ａ203号
債務者　棟方　秀樹（旧姓中村・三上）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７７１号
札幌市東区北43条東13丁目２番25―302号
債務者　佐藤　彰彦
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで札幌地方裁判所民事第４部